

平成18年1月24日

道州制と税財政制度関係資料

(再 提 出)

※ 本資料は、前回の専門小委員会（平成18年1月13日に開催された地方制度調査会第36回専門小委員会）に提出した資料1「道州制と税財政制度関係資料」を一部訂正して再提出するものです。

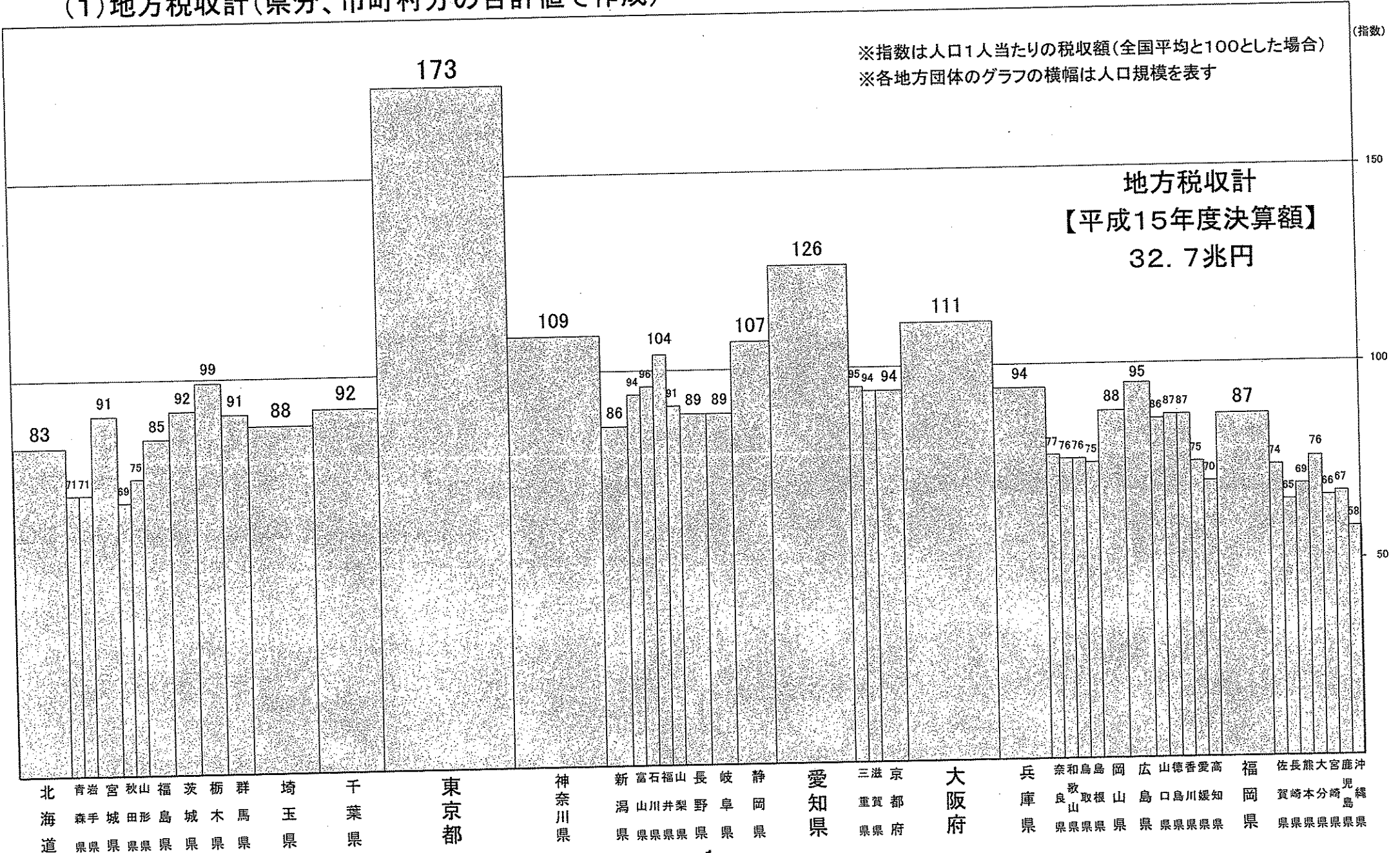
（この資料は、前回の資料1と構成等は全く同じですが、集計誤り等があったため、計数データを訂正した箇所があります。訂正を行ったページは、右上に「訂正箇所あり」と表示しています。）

目 次

1. 地方税の税源偏在の状況 1
2. 財政需要と地方税源の存在状況 6
3. 道州制の導入に伴う事務移管と税源移譲 8
4. 道州と市町村及び市町村規模別の税源配分の考え方 10
5. 東京の都心3区における地方税源の状況 13
6. 「道州制のあり方」に関する調査審議について
（平成17年12月9日 地方制度調査会 資料2）—抄— 15

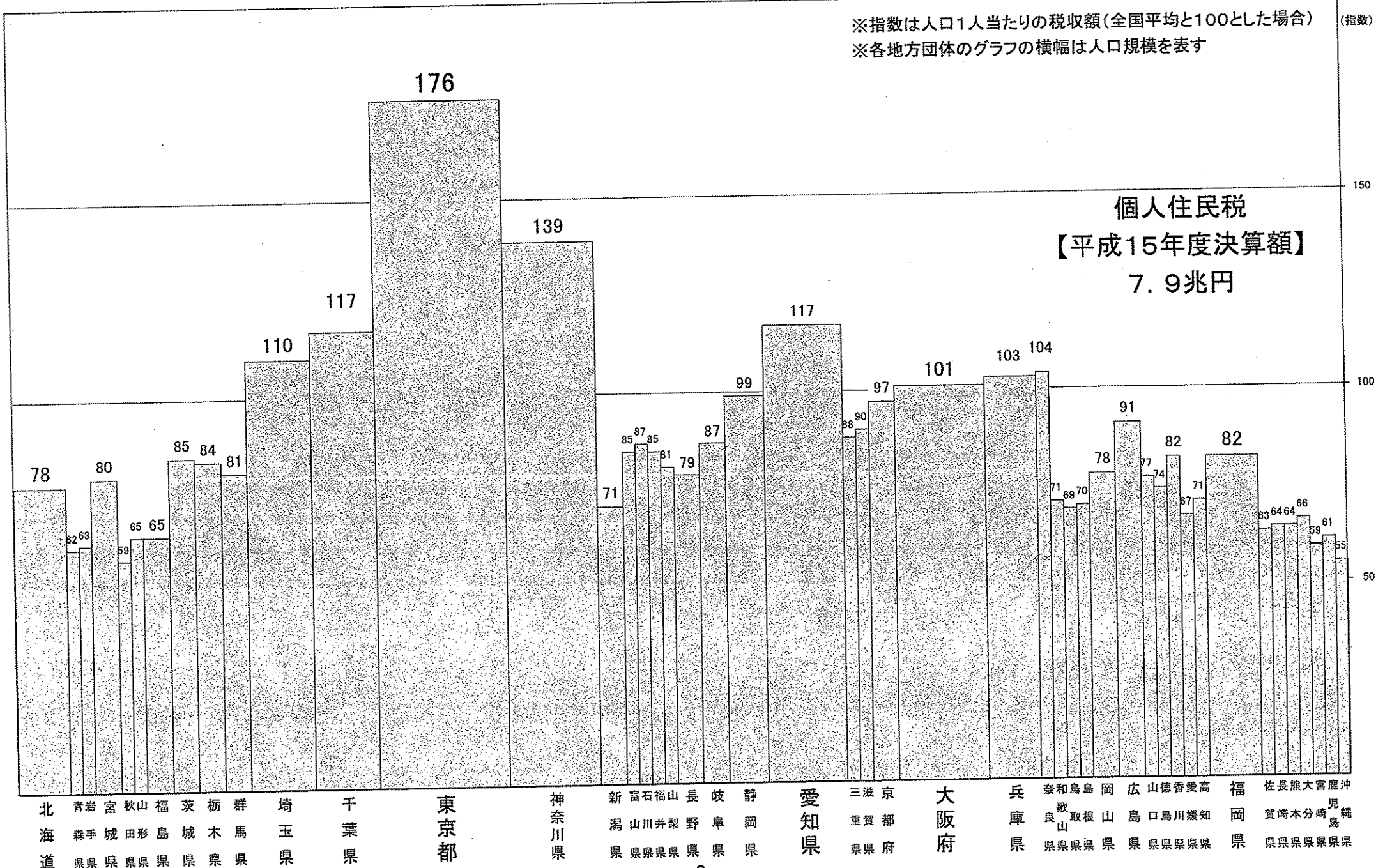
1. 地方税の税源偏在の状況

(1) 地方税収計(県分、市町村分の合計値で作成)

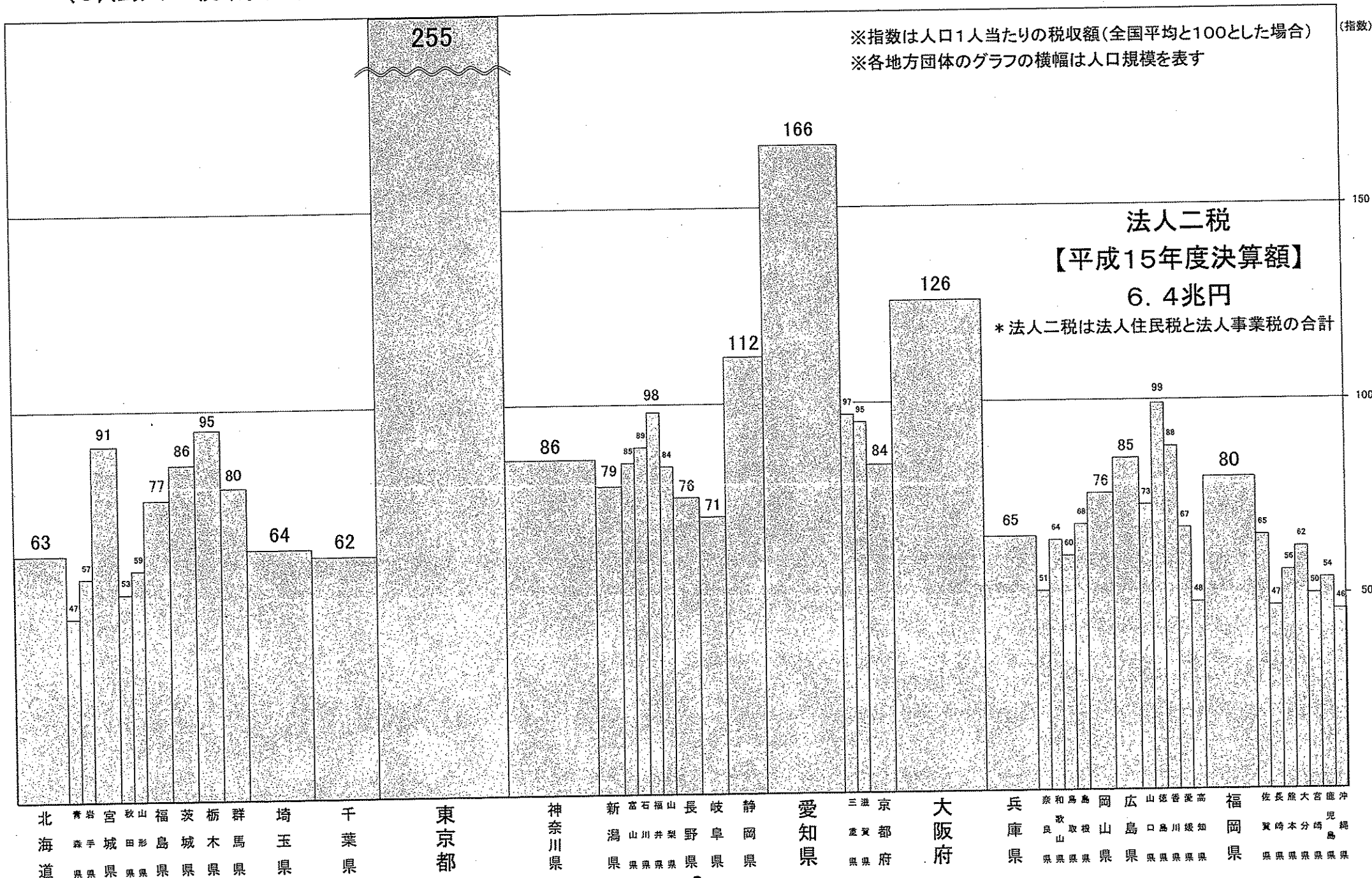


(2) 個人住民税(県分、市町村分の合計値で作成)

※指数は人口1人当たりの税収額(全国平均と100とした場合)
 ※各地方団体のグラフの横幅は人口規模を表す (指数)

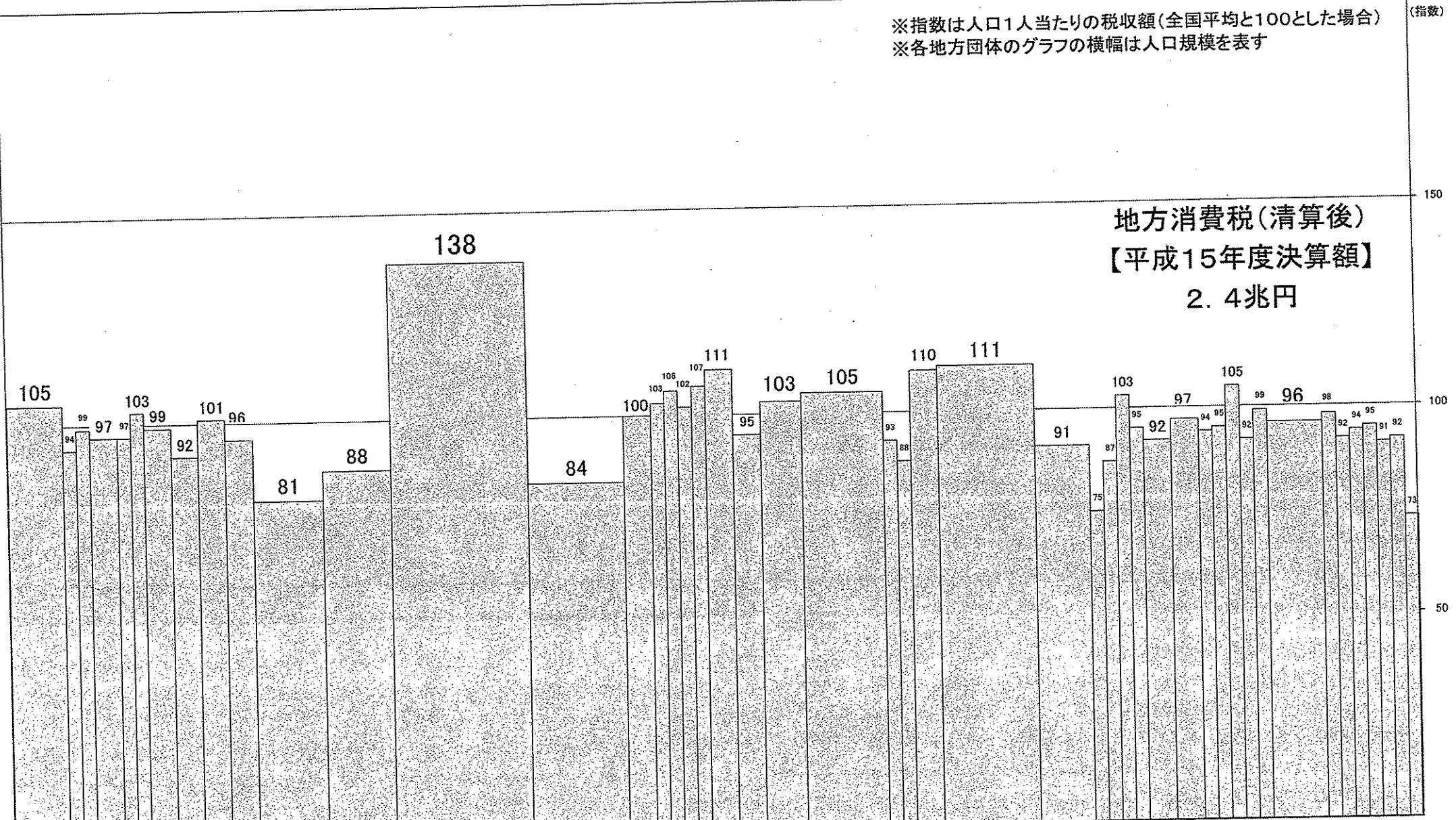


(3) 法人二税(県分、市町村分の合計値で作成)



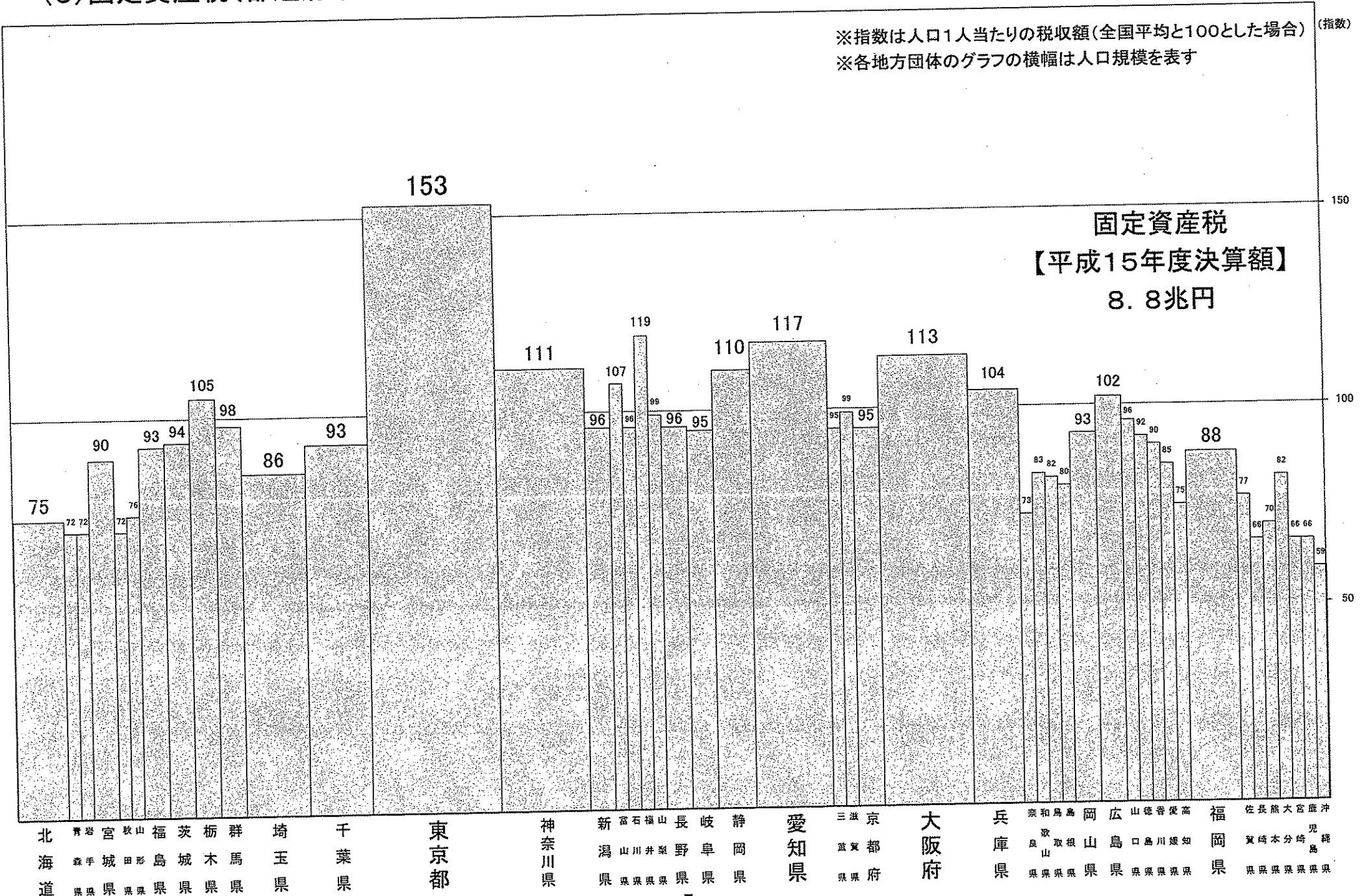
(4) 地方消費税(清算後)

※指数は人口1人当たりの税収額(全国平均と100とした場合)
 ※各地方団体のグラフの横幅は人口規模を表す



(5) 固定資産税(都道府県ごとの合計値で作成)

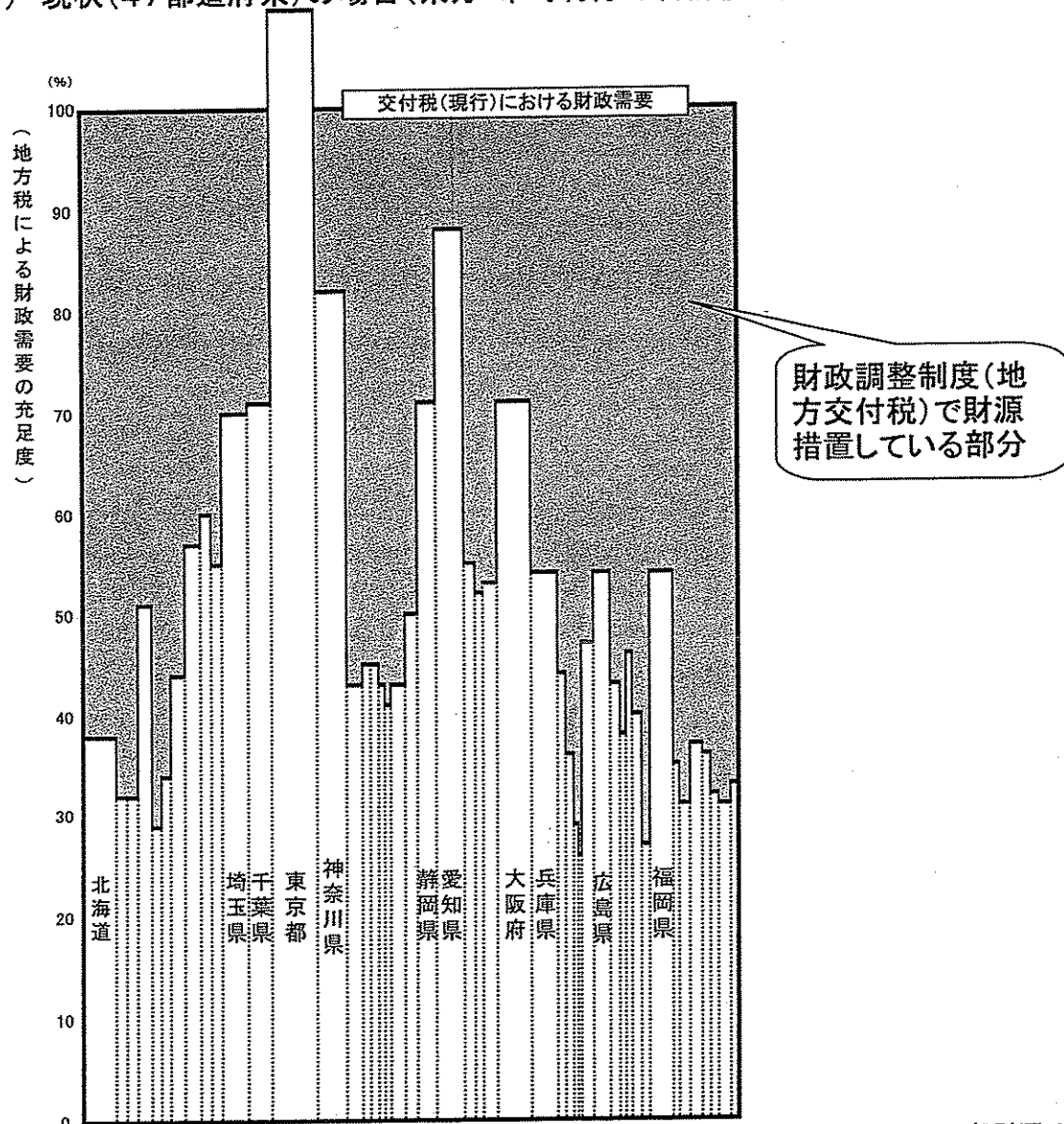
※指数は人口1人当たりの税収額(全国平均と100とした場合)
 ※各地方団体のグラフの横幅は人口規模を表す (指数)



2. 財政需要と地方税源の存在状況

訂正した箇所あり

(1) 現状(47都道府県)の場合(県分・市町村分の合計値で試算)



都道府県	充足度 (%)	都道府県	充足度 (%)
北海道	38	滋賀県	52
青森県	32	京都府	53
岩手県	32	大阪府	71
宮城県	51	兵庫県	54
秋田県	29	奈良県	44
山形県	34	和歌山県	36
福島県	44	鳥取県	29
茨城県	57	島根県	26
栃木県	60	岡山県	47
群馬県	55	広島県	54
埼玉県	70	山口県	43
千葉県	71	徳島県	38
東京都	111	香川県	46
神奈川県	82	愛媛県	40
新潟県	43	高知県	27
富山県	45	福岡県	54
石川県	45	佐賀県	35
福井県	43	長崎県	31
山梨県	41	熊本県	37
長野県	43	大分県	36
岐阜県	50	宮崎県	32
静岡県	71	鹿児島県	31
愛知県	88	沖縄県	33
三重県	55	全国計	57

(※) グラフの縦軸(「地方税による財政需要の充足度」)は、 $A/B \times 100$ により、一般財源ベースでの財政需要と地方税による充足度を示したものの。

A: 各都道府県内の都道府県及び全市区町村の基準財政収入額(平成16年度)の合計額

B: 各都道府県内の都道府県及び全市区町村の基準財政需要額(平成16年度、臨時財政対策債振替前ベース)の合計額

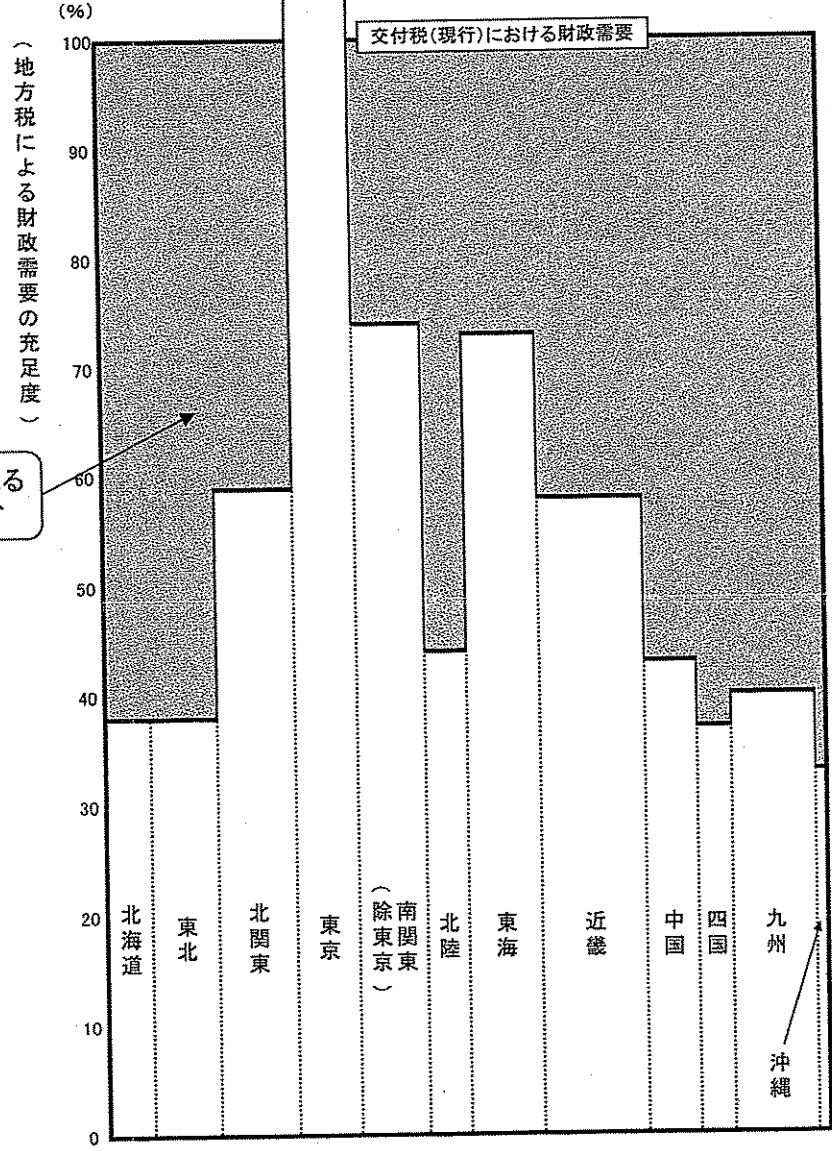
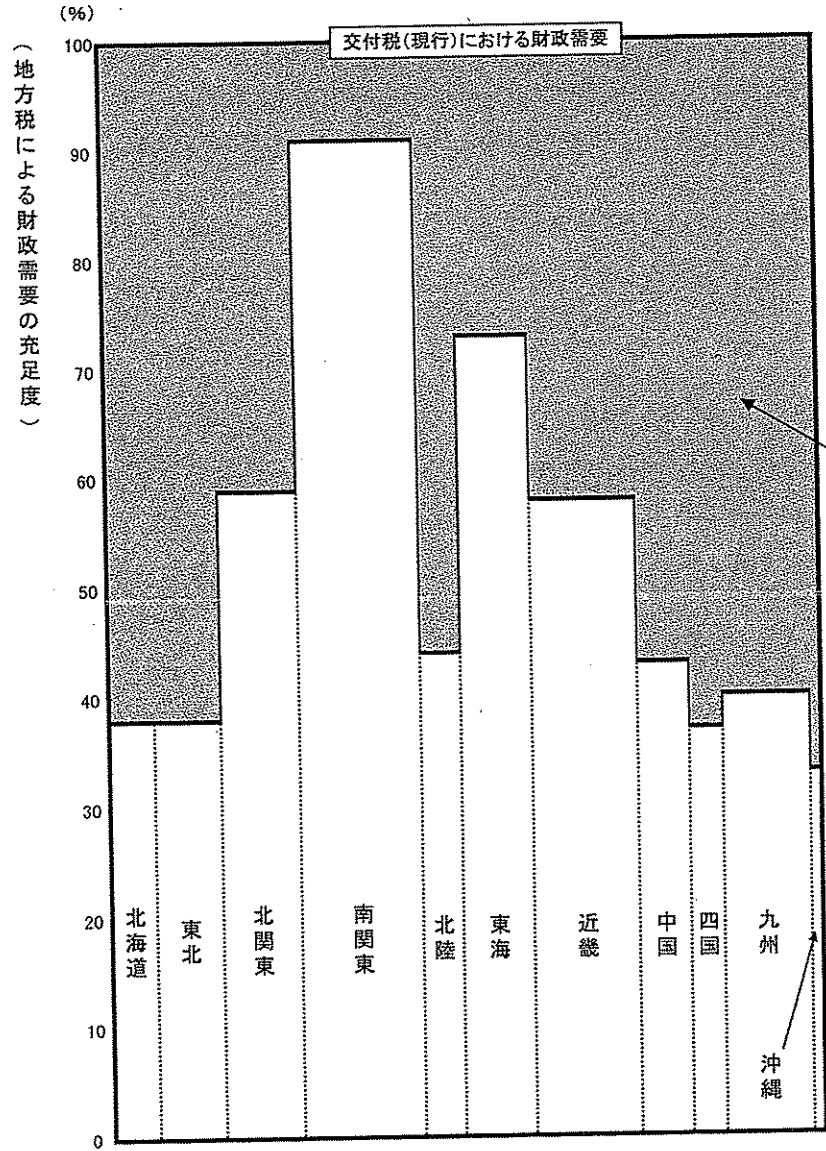
(※) 各団体のグラフの横幅は、基準財政需要額(平成16年度、臨時財政対策債振替前のベース)の規模を表している。

(2) 道州の区域ごとに大きくり化した場合(県分・市町村分の合計値で試算。現状の事務と地方税源のままで試算。)

訂正した箇所あり

① 東京が南関東に含まれるケース

② 東京が南関東から独立するケース



財政調整制度による対応が必要な部分

※ 第36回専門小委員会(H18.1.13)の資料2の別紙1に示した第3案の区域例(道州数が最も多い例(11道州))に従って大きくり化したもの。

3. 道州制の導入に伴う事務移管と税源移譲

(1) 基本的な考え方

○ 事務移管の基本的考え方

- ・ 道州制の導入に際しては、国（特に地方支分部局）の事務を、道州に移管。

〔移管事務の具体例〕

- ・ 国直轄管理の国道[※]、河川の管理[※]
- ・ 職業紹介（ハローワーク）事務 など

※ 移管される事務は基幹的なものを除く。

○ 事務移管に伴う増加需要をまかなう財源を確保する必要

その際には、

- 地方税を中心とした歳入体系
- 偏在性の少ない地方税体系

の構築につながる方策を採用。

○ 国から地方への税源移譲

※ 実施税目等

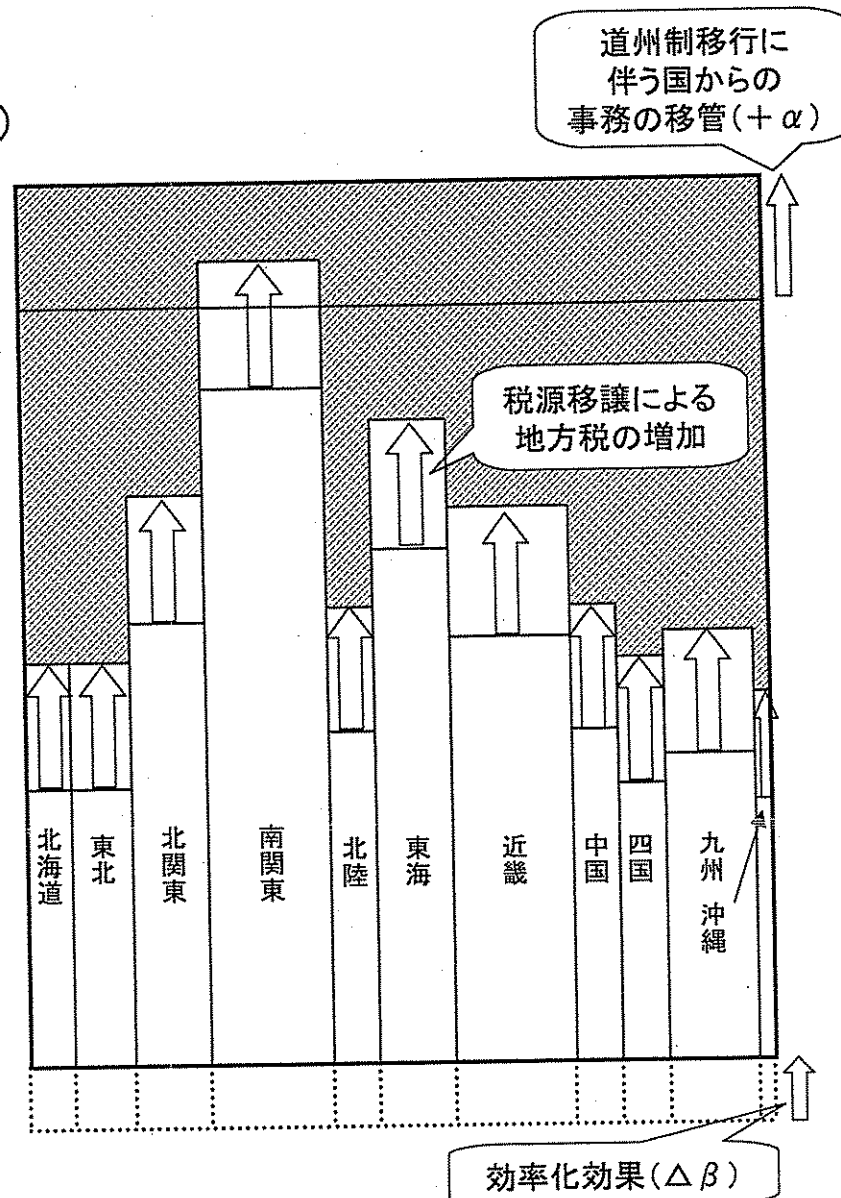
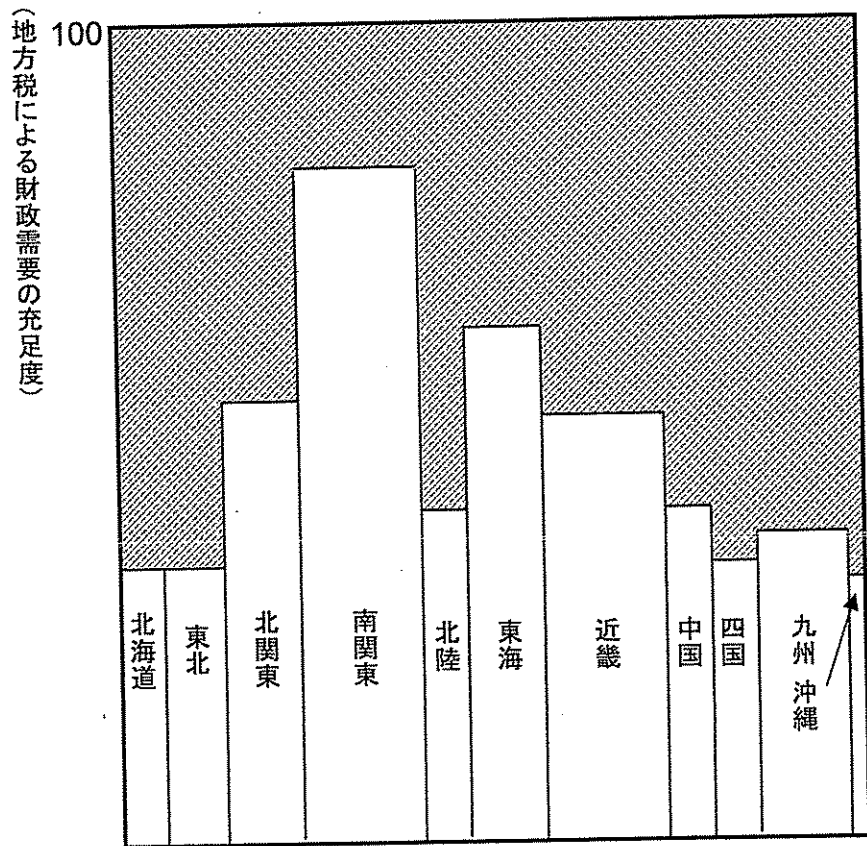
最も偏在度の低い地方消費税などの基幹税目によって税源移譲を実施。（事務移管に伴う増加需要に見合うよう税率等を設定。）

○ 事務移管に伴う増加需要

? 兆円(全国ベース)

? 兆円(全国ベース)

(2) 事務移管と税源移譲の地域ごとの影響(イメージ)



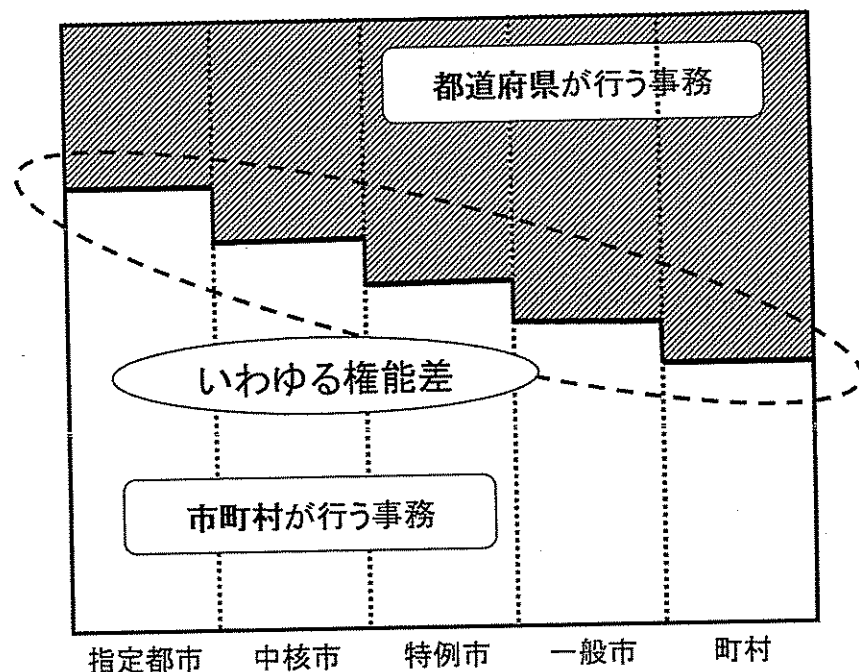
(※1) 税源偏在の少ない税目による税源移譲を想定し、各区域とも、概ね各区域ごとに生じる事務移管に伴う財政需要増と同程度の税収の増加が生じると仮定してイメージを作成した。

(※2) このイメージ図は、東京が南関東に含まれるケースで作成した。

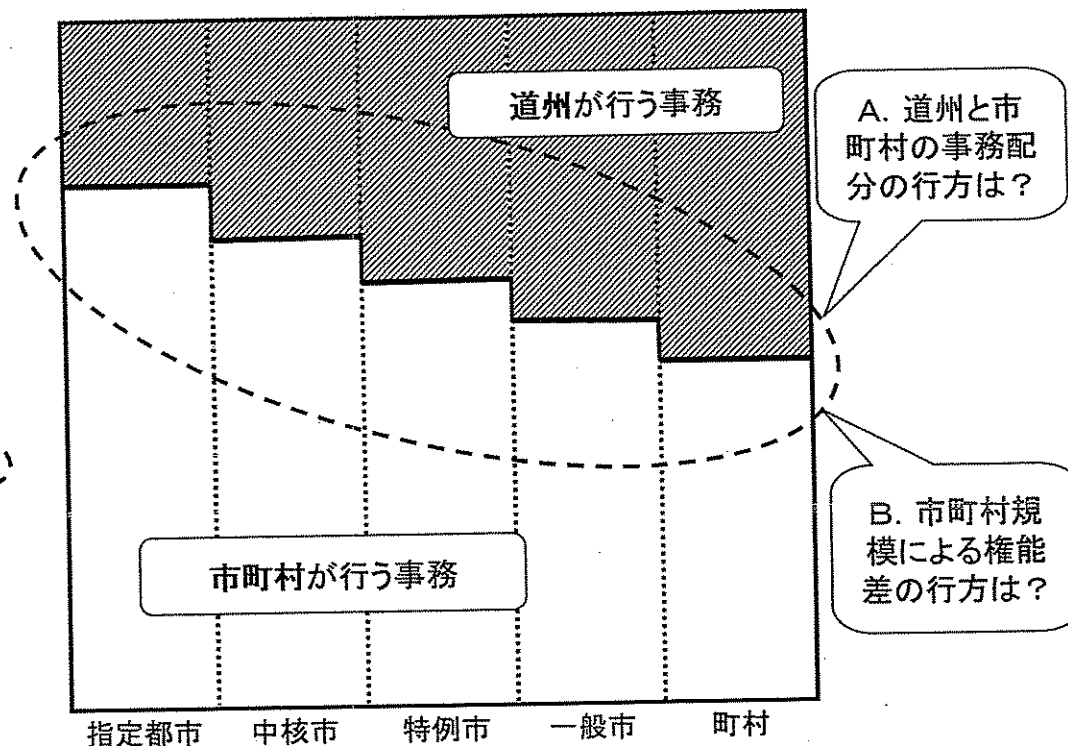
4. 道州と市町村及び市町村規模別の税源配分の考え方

(1) 道州－市町村の事務配分について

① 現行(都道府県－市町村)



② 道州制移行後(イメージ)

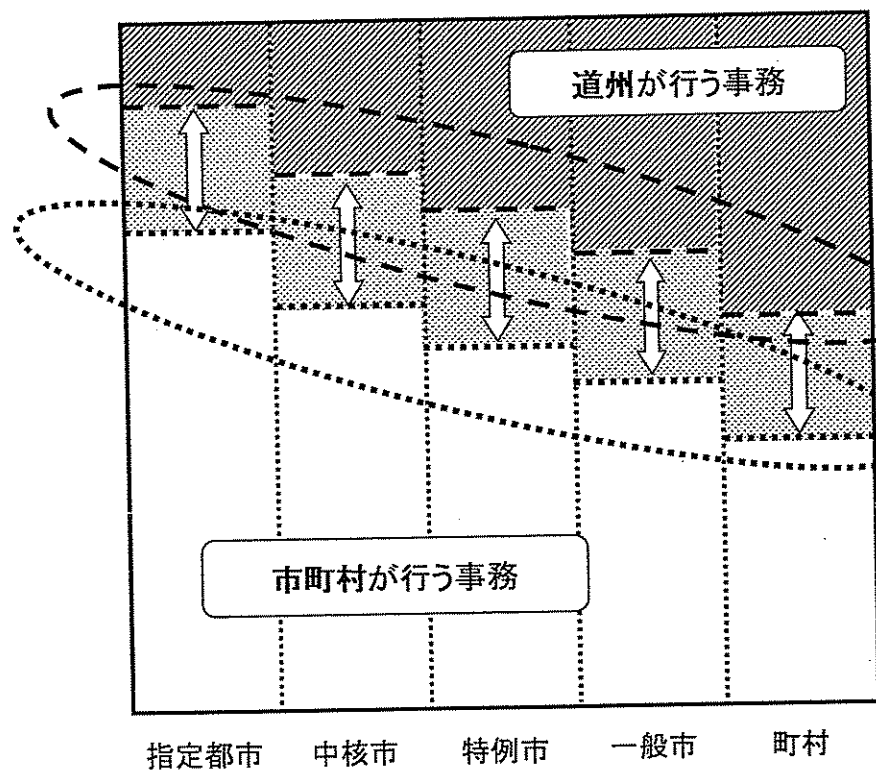


※「権能差」(現行)の例

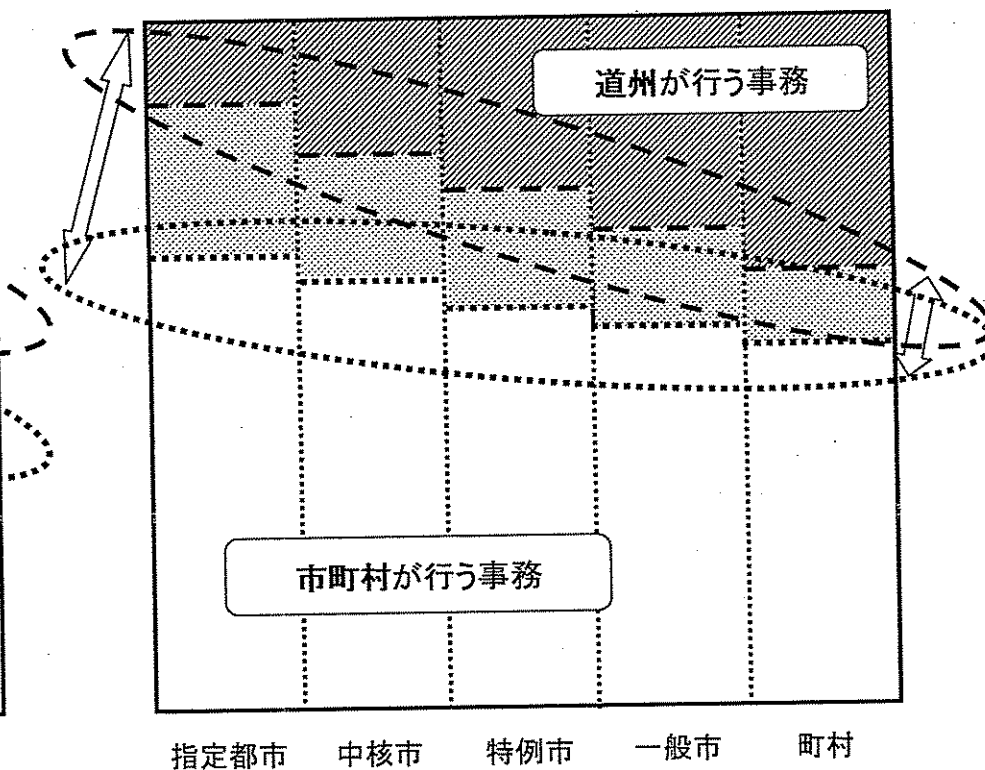
- 指定都市: 児童相談所の設置、市内の指定区間(国直轄区間)以外の国道及び都道府県道の管理、市街地開発事業等に係る都市計画の決定 などを実施
- 中核市 : 保健所の設置、身体障害者手帳の交付、屋外広告物の条例による設置制限 などを実施
- 特例市 : 市街化区域等の開発行為の許可、騒音を規制する地域・規制基準の指定 などを実施
- 町村 : 福祉事務所の事務(生活保護等)は町村の区域においては都道府県が実施

(2) 道州制移行後の事務配分(イメージ)の変動要素

(A) 道州と市町村の事務配分



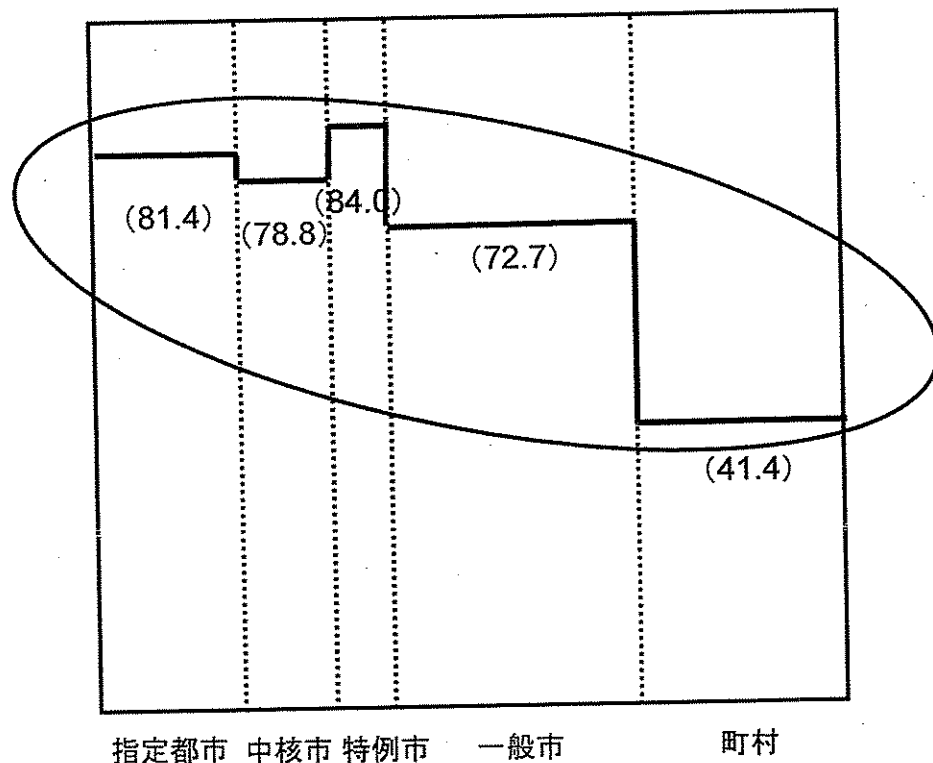
(B) 市町村の規模による権能差



※ 上記は、いずれも粗いイメージであり、現実には、具体的な事務や権能の配分に応じて、様々なケースが生じ得る。

(3) 道州制移行時の税源配分と財政調整の基本的な考え方

○ 市町村の規模による税源の存在(充足)状況



- (注) 1. 上図は、平成15年度決算における各区分ごとの団体の基準財政収入額の合計値を基準財政需要額で除した数値(市町村レベルでの地方税の充足度)によって作成。
2. 横軸は、各区分ごとの団体の基準財政需要額(平成15年度決算ベース)の合計額の大きさを示している。

① 税源配分の基本的な考え方

道州制の具体的な事務配分のあり方と併せて、

(ア) 道州と市町村との税源(税目・税率)の配分

(イ) 指定都市～町村間における税制上の特別な取扱いの必要性

等を検討。

<備考>この税源配分は、道州制移行に伴って国から事務移管される事務の執行に要する財源については、別途、国からの税源移譲で手当することを前提としている。

② 財政調整制度の基本的な考え方

①の税源の配分や道州制移行後の事務配分のあり方を踏まえ、適切な財政調整制度を検討。

5. 東京の都心3区エリアにおける地方税源の状況（未定稿）

訂正した
箇所あり

* 都心3区とは、千代田区・中央区・港区のこと。

(1) 財政力について(試算)

	基準財政需要額(試算) (億円)	基準財政収入額(試算) (億円)	財政需要の充足度(単年値) 基収/基需(試算)(%)
23区エリア合計	27,731	33,415	120
うち都心3区エリア	1,708	8,524	499
うち他20区エリア	26,023	24,891	96
多摩エリア (23区以外の市町村)	9,765	8,097	83
東京合計	37,496	41,512	111
(参考) 都心3区エリアを除いた場合	35,788	32,988	92
全国計	446,806	256,795	57

- (注1) 基準財政需要額・基準財政収入額のいずれも平成16年度普通交付税における都道府県分+市町村分ベース。
 (注2) 基準財政需要額は、臨時財政対策債振替前ベース。
 (注3) 各区の市町村分の基準財政需要額は、特別区(23区)の基準財政需要額の合計額を、都区財政調整制度の基準財政需要額における各区のシェアにより按分して算出。
 (注4) 各区の県分の基準財政需要額は、都分の普通交付税の基準財政需要額を市町村分の基準財政需要額シェアにより23区とそれ以外に按分した上で、当該23区分の基準財政需要額を(注3)と同様に按分して算出。
 (注5) 各区の基準財政収入額は、(2)の試算による各区の税收シェアに基づいて按分して算出。

(参考) 財政需要の充足度
 ((16)単年値・臨時財政対策債振替前ベース)
 愛知県(県+市町村) 88% 大阪(府+市町村) 71%
 横浜市 85% 豊田市 170%

(2) 地方税源の偏在状況について(試算)

※ 地方税の各税目(都道府県税と市町村税の合計額)について、都心3区における税源の存在状況を一定の仮定を置いて総務省において試算したもの。
 ※ 現行制度では、固定資産税、法人区民税等は、都が23区分を徴収し、都区財政調整制度の原資等に充てられている。

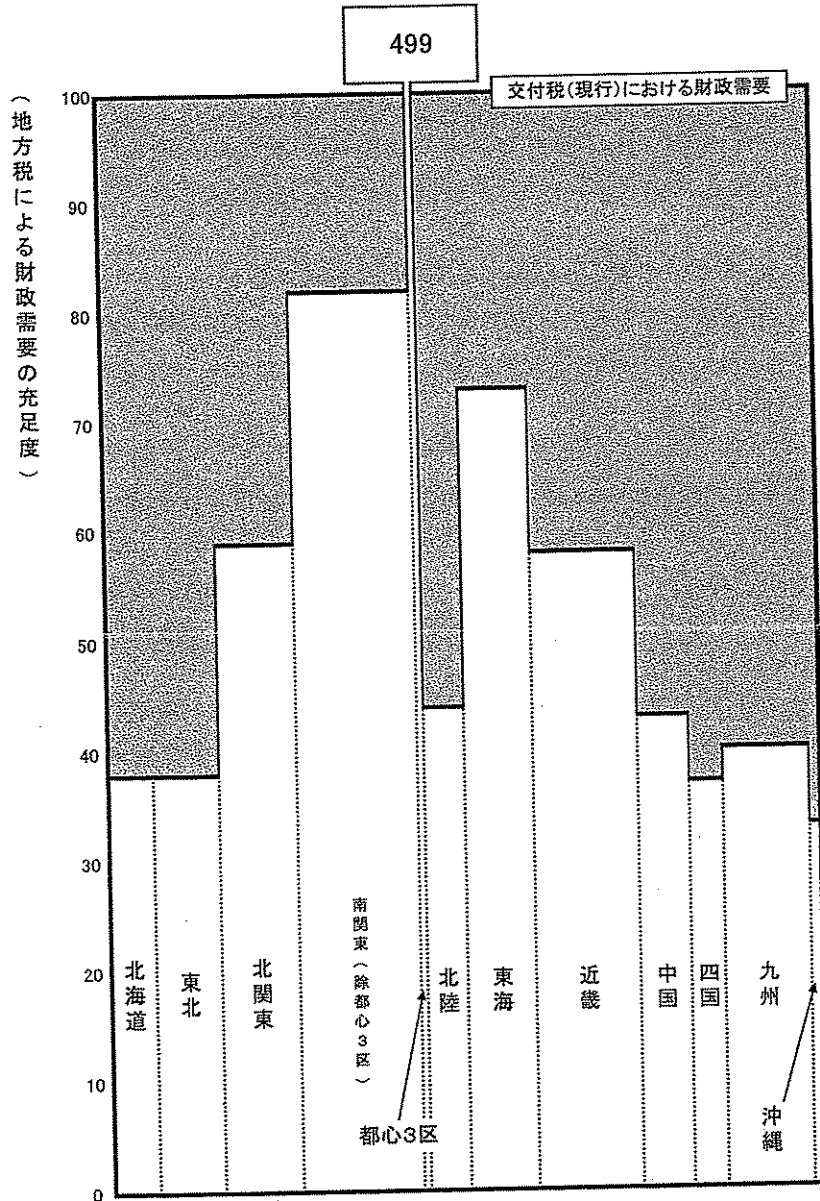
	個人住民税 (利子割含む)	法人住民税 及び事業税	固定資産税・ 都市計画税	地方 消費税	その他	合計 (単位:億円)	人口一人 当たり税額		(参考) 国勢調査人口(人) (平成12年)
							(万円)	指数 (倍)	
23区エリア合計	10,082	14,698	11,845	2,432	4,394	43,451	53.4	2.1	8,134,688
うち都心3区エリア	864	5,069	3,685	496	969	11,083	413.6	16.1	267,959
うち他20区エリア	9,218	9,629	8,160	1,936	3,425	32,368	41.1	1.6	7,866,729
多摩エリア (23区を除く東京都)	3,639	1,442	3,127	710	1,384	10,301	26.2	1.0	3,929,413
東京合計	13,721	16,140	14,972	3,141	5,778	53,752	44.6	1.7	12,064,101
全国計	81,302	66,256	100,061	23,936	55,102	326,657	25.7	1.0	126,925,843

(注1) 平成15年度決算データに基づき試算。

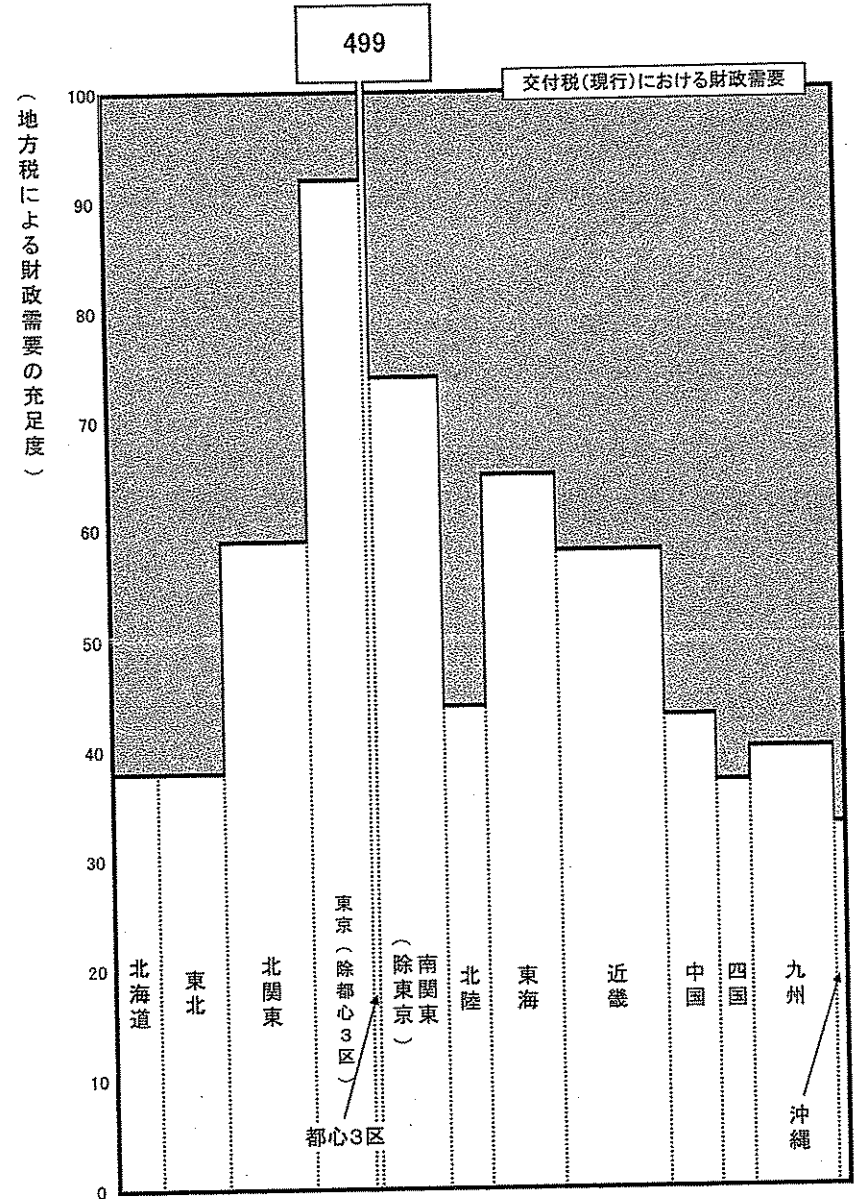
(注2) 各税目の区毎の税收については、区毎の税收額のデータが存在しない税目は、各区に存在する従業者数(法人2税)、自動車登録台数(自動車税等)などの指標を適宜用いて税收を按分して算出。

(3) 地域ごとの財政需要と地方税源の存在状況(都心3区分を除いた場合。現状の事務と地方税源のままの試算。)

① 東京が南関東に含まれるケース



② 東京が南関東から独立するケース



※ 第36回専門小委員会(H18.1.13)の資料2の別紙1に示した第3案の区域例(道州数が最も多い例(11道州))に従って大きくり化したもの。
-14-

6. 「道州制のあり方」に関する調査審議について」

(平成17年12月9日 地方制度調査会 資料2) - 抄 -

⑧ 道州制の下における税財政制度

○ 自主性・自立性の高い税財政制度を構築する。

- ・ 国の事務の道州への移管に伴う税源移譲等により、地方税中心の歳入構造を構築する。
- ・ 偏在度の低い税を中心とした地方税の充実等により、税源偏在の少ない税制を構築する。
- ・ 各道州や市町村における税源や財政需要に応じ、適切な財政調整を行うための制度を検討する。